

第一五回

参第五号

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律
(案)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「意見をきくことができる。」を「意見をきかなければならない。」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項本文中「資金運用部特別会計」の下に「及び簡易生命保険及郵便年金特別会計」を加え、同項但書を削る。

5 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条ノ二を次のように改める。

第七条ノ二 保険勘定又八年金勘定ノ積立金ハ簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得

附 則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

理 由

第十三国会において成立した簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律において、特に資金運用部資金運用審議会を尊重する建前を明確にするとともに、同法律の成立に伴い当然資金運用部資金法及び簡易生命保険及郵便年金特別会計法について所要の改正をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。